

## 廃棄物処理施設整備計画 関連法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） - 抄 -

（廃棄物処理施設整備計画）

第五条の三 環境大臣は、**廃棄物処理施設整備事業**（廃棄物の処理施設の整備に関する事業で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の計画的な実施に資するため、**基本方針に即して、五年ごとに**、廃棄物処理施設整備事業に関する計画（以下「廃棄物処理施設整備計画」という。）の案を作成し、**閣議の決定**を求めなければならない。

2 廃棄物処理施設整備計画においては、**計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の実施の目標及び概要を定めるものとする。**

3 前項の実施の目標及び概要を定めるに当たっては、廃棄物の処理施設の整備における課題に的確に対応するため、廃棄物処理施設整備事業における投資の重点化及び効率化を図ることができるように留意しなければならない。

4 環境大臣は、廃棄物処理施設整備計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 環境大臣は、第一項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、廃棄物処理施設整備計画を公表しなければならない。

6 第三項から前項までの規定は、廃棄物処理施設整備計画を変更しようとする場合について準用する。

第五条の四 国は、廃棄物処理施設整備計画の達成を図るため、その実施につき必要な措置を講ずるものとする。

地方公共団体、廃棄物処理センター、広域臨海環境整備センター、日本環境安全事業株式会社、PFI選定事業者が行う廃棄物処理施設の整備に関する事業

### 循環型社会形成推進基本計画との関係

「新たな循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針について」

（H19.8.24：中央環境審議会意見具申）

- ・脱温暖化、自然共生との連携
- ・数値目標の総括
- ・地域的な循環型社会形成
  - （バイオマス系などはまず地域循環、金属系などは広域循環）
- ・一人一人のライフスタイル変革